

## 物品調達等及び委託・役務業務一般競争入札事務処理要領（事後審査型）

### 1 趣旨

広島県水道広域連合企業団（以下「企業団」という。）が実施する、入札後に入札に参加する者に必要な資格を審査する一般競争入札（以下「事後審査型一般競争入札」という。）の事務については、広島県水道広域連合企業団契約規程（令和5年広島県水道広域連合企業団管理規程第9号。以下「規程」という。）その他別に定めるもののほか、この要領に定めるところによる。

### 2 対象

- (1) この要領の対象となる契約は、次の契約に係るもので事後審査型一般競争入札に付すものとする。
  - ア 物品（印刷物を含む。）の購入、修繕、借受け、売払い及び交換
  - イ 委託・役務業務（広島県水道広域連合企業団建設工事執行規程（令和5年広島県水道広域連合企業団管理規程第10号）第2条に定める建設工事、測量・建設コンサルタント等業務発注事務処理要綱（令和5年4月1日制定）第2条に定める業務及びアを除く委託業務又は役務の提供を受ける業務をいう。）
- (2) 当該入札に参加を希望する者（以下「入札参加希望者」という。）が多数見込まれる場合、入札公告期間において十分な入札参加資格の審査の期間を設けられないと見込まれる場合その他特別な事情が見込まれる場合は、事後審査型一般競争入札を実施することができるものとする。

### 3 入札に参加する者に必要な資格

- (1) 入札に参加しようとする者に必要な資格要件（以下「入札参加資格要件」という。）として、前項第1号アに係るものについては次のア及びイの事項、前項第1号イに係るものについては次のアからウの事項を定めるものとする。
  - ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の4の規定のいずれにも該当しないこと。
  - イ 公告日から開札日までの間のいずれの日においても、企業団又は広島県の指名除外を受けていないこと。
  - ウ 公告日から開札日までの間のいずれの日においても、委託・役務業務低入札価格調査制度事務処理要領（令和5年2月1日制定）第11項に定める他入札への参加禁止措置の対象となっている者でないこと。
- (2) 前号に加え、入札参加資格要件として、次の事項のいずれかを定めるものとする。
  - ア 発注に対応する契約種目について、広島県物品・委託役務競争入札参加資格者名簿に登載されており、その有効期間を経過していないこと。
  - イ アに定める事項と同等と企業長が認める許可、認可等を受けていること。
- (3) 前号により難しい場合は、同号ア及びイに代え、「営業に必要な許可、認可等を受けていること。」を入札参加資格要件とする。
- (4) 前3号に掲げる事項のほか、契約の性質、目的等に応じ、入札参加資格要件として、次の事項を定めることができる。
  - ア 業務を行うための一定の資格を有すること。

- イ 一定の資格を有する技術者を一定数以上有すること。
- ウ 発注する業務について一定の実績を有すること。
- エ 本社、支社、営業所等を一定の地域に有すること。
- オ アからエまでのほか、必要と認める事項

#### 4 入札参加資格要件の決定等

前項の入札参加資格要件は、規程第2条第1項に定める契約担当職員（以下「契約担当職員」という。）が決定する。ただし、広島県水道広域連合企業団指名業者等選考事務等取扱要領（令和5年4月1日制定）第2条の規定により設置する指名業者等選考委員会（以下「指名業者等選考委員会」という。）に諮るものについては、その審査を経て決定するものとする。

#### 5 低入札価格調査制度の適用

要領第2項第1号イに規定する業務について一般競争入札を実施する場合には、委託・役務業務低入札価格調査制度事務処理要領の「対象契約判別フロー」に沿って、低入札価格調査制度を適用するかどうかの判断を行うものとする。

#### 6 公告

- (1) 規程第16条に定める公告（以下「公告」という。）は、ホームページへの掲載により行うものとする。
- (2) 契約担当職員が必要と認める場合は、前号に定める方法に加え、その他の方法により公告することができる。
- (3) 公告は、案件ごとに異なる事項及び入札参加希望者に注意喚起しなければならない事項（以下「個別事項」と総称する。）のみを記載し、基本的に全ての案件に共通であるような事項（以下「共通事項」という。）は、これを別紙として引用する形とすることができるものとする。
- (4) 公告する事項は、規程第17条第1号から第6号までのほか、次の事項とする。
  - ア 落札者の決定方法
  - イ 契約保証金に関する事項
  - ウ 入札に参加する方法
  - エ アからウまでのほか、契約担当職員が必要と認める事項
- (5) 公告の標準的な文例は、別に定める。
- (6) 公告日を決定する場合は、見積期間、入札参加資格確認申請の受付期間、質問期間等に十分配慮するものとする。

#### 7 仕様書等の交付又は閲覧

- (1) 当該入札に係る仕様書及び図面（以下「仕様書等」という。）は、公告に定める期間に、公告に定める方法により、交付し、又は閲覧に供するものとする。
- (2) 仕様書又は図面に対する質問は、仕様書等に対する質問・回答書（別記様式第1号）によって受け付けるものとし、質問に対する回答はホームページへの掲載等により入札参加希望者全員に周知する。ただし、現場説明等を行う場合はこの限りでない。

(3) 仕様書等は、公告と併せ、ホームページへ掲載するものとする。ただし、次の場合は、仕様書等の全部又は一部を掲載しないことができる。

ア 図書や大量の紙媒体であるなどの理由により、ホームページへ掲載するためのデータ化が困難と判断される場合

イ 秘匿性のある内容を含むため、ホームページへの掲載が不相当であると判断される場合

ウ その他、正当な理由により、契約担当職員がホームページへの掲載が不相当と判断した場合

## 8 説明会

契約担当職員は、当該契約の性質、目的等により、特に必要があると認めるときは、仕様書等の内容について、説明会を実施することができる。

## 9 誓約書の提出

(1) 入札参加希望者は、入札書の提出に併せ、法令等に抵触する行為を行っていない旨の誓約書（別記様式第2号）を契約担当職員に提出しなければならない。

(2) 誓約書を入札時に提出していない場合又は誓約書に不備があった場合は、開札後、契約担当職員が指定した提出期限内（依頼日から概ね3日以内）に提出しなければならない。契約担当職員が指定した提出期限内の提出がない場合はその者のした入札を無効とし、落札者とししないものとする。この場合、当該入札者に対し、指名除外を行うことがある。

## 10 入札及び開札の手続き

(1) 契約担当職員は、開札の結果、第一落札候補者（予定価格の制限の範囲内で入札を行った者のうちの最低価格入札者（売払いの場合は最高価格入札者）をいう。以下同じ。）を決定する。

(2) 開札の結果、最低価格入札者が2人以上あるときは、施行令第167条の9の規定により、その場で直ちに、当該入札者にくじを引かせて第一落札候補者を決定する。当該入札者のうちくじを引かない者（開札に立会っていない者を含む。）があるときは、これに代えて、当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

## 11 入札参加資格確認申請書等の提出

(1) 開札手続き終了後、第一落札候補者となり、入札参加資格要件確認書類提出依頼書（別記様式第3号）により依頼を受けた者は、入札参加資格確認申請書（別記様式第4号）を契約担当職員に、持参、郵便等（郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者又は同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便。以下同じ。）又は電子メールにより提出しなければならない。

(2) 郵便等による提出は、書留郵便その他これに準じる方法によるものとする。

(3) 提出する入札参加資格確認申請書には、公告に定める入札参加資格要件に応じ、必要な書類を添付しなければならない。

(4) 契約担当職員が特に必要と認める場合は、第一落札候補者以外の入札者に対しても入札参加資格確認申請書のほか必要な書類の提出を求めることができる。

(5) 第1号及び前号の規定に関わらず、契約担当職員は、公告に定めるところにより、入札参加希望

者に対し、入札参加資格確認申請書及び必要な書類を入札書とともに提出させることができるものとする。

- (6) 入札参加資格確認申請書及び前号に定める必要な書類（以下「入札参加資格確認申請書等」という。）の作成に要する費用は、提出者の負担とする。
- (7) 提出された入札参加資格確認申請書等は、これを提出者に無断で使用してはならない。
- (8) 入札参加資格確認申請書等に虚偽の記載をした者及び、入札参加資格要件を全て満たしていることが確認できない者又は入札参加資格要件の確認のために行った指示に従わない者については、指名除外をすることがある。

## 12 入札参加資格要件の確認

契約担当職員は、入札参加資格確認申請書等の内容を審査し、当該入札参加資格要件に適合しているか確認するものとする。ただし、指名業者等選考委員会に諮るものについては、当該委員会の長の承認を得るものとする。

## 13 落札者の決定方法

第一落札候補者が入札参加資格要件を満たしていることが確認できる場合は、その者を落札者として決定するものとする。入札参加資格要件を満たしていることが確認できない場合はその者のした入札を無効とし、順次、当該入札参加資格要件を満たしていない旨の決定がされた者を除く最低価格入札者から入札参加資格確認申請書等を提出させ、同様の審査を行うものとする。この場合において、入札参加資格要件を満たしていない旨の決定がされた者を除く最低価格入札者が2人以上あるときは、第10項第2号に準じてこれを決定するものとする。

## 14 入札参加資格要件の確認結果の通知

- (1) 事後審査型一般競争入札の場合にあつては、第一落札候補者の当該入札参加資格要件の適否を確認し、入札参加資格要件を満たしていることが確認できる場合は、落札者決定通知書（別記様式第5号）により、その旨を当該入札に参加した全ての者に通知するものとする。
- (2) 前号の場合において、当該入札参加資格要件に適合しないとされた者に対しては、入札参加資格不適合通知書（別記様式第6号）により当該入札参加者に通知するものとする。

## 15 無資格者への理由説明

前項第2号により、入札参加資格要件に適合しないとされた者は、前項の規定により通知を行った日から起算して3日（広島県水道広域連合企業団の休日を定める条例（令和4年広島県水道広域連合企業団条例第4号）第2条第1項に規定する企業団の休日を除く。）以内に資格要件を満たしていると認められないと判断した理由の説明を求められることができるものとし、契約担当職員は、その求めがあれば、その理由を説明するものとする。

## 16 入札結果等の公表

契約担当職員は、物品調達等及び委託・役務業務の入札及び契約に係る情報の公表に関する要領（令和5年2月1日制定）の規定により入札結果等をホームページへの掲載により公表する。

## 17 その他

- (1) 低入札価格調査に係る事務については、別に定める。
- (2) 施行令第 167 条の 10 第 2 項に規定する最低制限価格は、原則として設けないこととする。
- (3) この要領に定めるもののほか、一般競争入札の事務手続きに関して必要な事項は、企業長が別に定めるものとする。

### 附 則

この要領は、令和 8 年 4 月 1 日から施行し、同日以降に事後審査型一般競争入札に付するものから適用する。

(別記様式第1号)

## 仕様書等に対する質問・回答書

令和 年 月 日

( 契 約 担 当 職 員 )

様

所 在 地

商号又は名称

物品・委託役務等の名称：

質 問 事 項	
回 答	

(別記様式第2号)

## 誓約書

令和 年 月 日

( 契約担当職員 )

様

所在地

商号・名称

代表者職氏名

(担当者名 )

今般の           ( 物品・委託役務等の名称 )           の競争入札に関し、刑法(明治40年法律第45号)第96条の6若しくは第198条又は私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)第3条若しくは第8条第1号等の法令に抵触する行為は行っていないことを誓約するとともに、今後とも法令を遵守することを誓約します。

また、この誓約書の写しが公正取引委員会及び警察本部に送付されることについて、異議はありません。

(別記様式第3号)

## 入札参加資格要件確認書類提出依頼書

令和 年 月 日

様

( 契 約 担 当 職 員 )

令和 年 月 日に開札のあった （物品・委託役務等の名称）  
について、入札公告に定める入札参加資格確認申請書等を令和 年 月 日までに  
提出してください。

(別記様式第4号)

## 入札参加資格確認申請書

令和 年 月 日

( 契 約 担 当 職 員 )

様

所 在 地

商号又は名称

代表者職氏名

( 担 当 者 )

( 電 話 番 号 )

( F A X 番 号 )

( メールアドレス )

令和 年 月 日付けで公告のあった次の一般競争入札について、必要書類を添えて申請します。

なお、地方自治法施行令第167条の4の規定のいずれにも該当しない者であること、入札参加資格要件を満たしていること及び添付書類の内容については事実と相違ないことを誓約します。

1 物品・委託役務等の名称：

2 添付書類

書類名を記入

--

(別記様式第5号)

## 落札者決定通知書

令和 年 月 日

様

( 契 約 担 当 職 員 )

次の案件について落札者を決定しました。

物品・委託役務等の名称	
開 札 日 時	
落 札 金 額	
落札者の商号又は名称	
落札者の所在地又は住所	

(別記様式第6号)

## 入札参加資格不適合通知書

令和 年 月 日

様

( 契 約 担 当 職 員 )

次の入札については、入札に参加する者に必要な資格要件を満たしていると認められませんので、無効とします。

物品・委託役務等の名称	
入札公告日	
開札年月日	
入札参加資格要件に適合しないと認めた理由	

注 入札参加資格要件に適合しないと認めた理由については、当職に対してその理由説明を求めることができます。この説明を求める場合は、令和 年 月 日までに、その旨を記載した書類を提出してください。